

警報等緊急時における児童の登下校について

豊田市立平和小学校

1 「暴風警報」が発表された場合

(1) 登校する前に発表された場合

5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
		↔	↔	午前6時を過ぎてから警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合					
通常通り授業		には、 <u>当日の授業は中止</u>							

※ 給食について： 気象情報等により事前に暴風警報が発表されると予測される場合は、あらかじめ給食を中止する場合があります。

(2) 登校後に発表された場合

- ・下校が通常より早まる場合や、通学路の安全確保に問題がある場合は、学校に待機させます。
お迎えをお願いします。
- ※ コスモス(放課後児童クラブ) は、警報が出た場合は開設されません。
- ※ T V ・ ラジオ ・ インターネット等で、情報収集をお願いします。

2 土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報等により市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発表された場合

- ・該当する場合は、上記の1に準じます。

避難準備・高齢者等避難開始 該当単位で発表	避難発表単位	該当校
土砂災害	コミュニティ (中学校区)	関連する小学校を含む 中学校区
河川の氾濫 (矢作川、籠川、逢妻女川、逢妻男 川、巴川)	町	該当町を含む小学校及び 中学校

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」の発表を待たずに「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合も上記の1、2に準じます。

- ※ 暴風警報が解除された後も、「避難準備・高齢者等避難開始」の発表が継続している場合もあるため、適切な情報の把握に努めてください。
- ※ 兄弟姉妹で対応が異なる場合があります。（例）中学校は休校でも、小学校は登校する場合があります。

3 「特別警報」が発表された場合

(1) 登校前に発表された場合

- ・登校しません。
- ・警報が解除された場合、登下校の安全が確保できると判断されるまで自宅待機とします。
- 登校する場合は、きずなネット等にてお知らせをします。

(2) 授業中に発表された場合

- ・即刻、授業を中止し、災害状況や気象状況などにより、学校待機、保護者の方のお迎え等の対応をします。特別警報発表時の対応も、学校待機中に警報が解除された場合の対応も、きずなネット等にてお知らせをします。

4 「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

- (1) 児童の登下校については、校長が校区内の戸外状況を判断して決定します。休校にする場合は、きずなネットでお知らせします。
- (2) 河川・道路・橋などの状況を把握し、危険のある場合は自宅待機させ、学校に連絡してください。

学校 T E L 29-3833

5 警報等の発表区域について

- ・本校は、「愛知県全域」・「愛知県西部」・「西三河北西部」・「豊田市西部」で判断します。
- ・気象台から発表される気象情報には、各種の発表（暴風・大雨・洪水・雷・その他）警報・注意報があります。特に、「暴風警報」と「発表区域」にご注意ください。

6 市内で「震度5弱以上の地震」が発生した場合

(1) 登校前に発生した場合

- ・学校からの連絡（きずなネット等）があるまで自宅待機をお願いします。

(2) 登校後に発生した場合

- ・授業を中止し、保護者の方のお迎えにより下校します。
- ・停電等できずなネットが送信できず、保護者への連絡ができない場合も想定されます。
お迎えが来るまで児童を学校で待機させるなど、状況に応じて対応します。

7 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表

- ・通常通りの教育活動を行います。
- ・校外活動については、出発前であれば出発を見合わせます。出発後であれば、いつでも帰校できるように準備します。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表

- ・通常通りの教育活動を行います。
- ・校外活動は、出発前であれば中止（延期）します。出発後であれば、帰校します。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表

- ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
- ・校外活動は、出発前であれば中止（延期）します。出発後であれば、帰校します。

8 弾道ミサイル発射に係るJアラートの緊急情報が発信された場合

(1) 登校前に緊急情報が愛知県に発信

- ・児童は自宅待機とします。その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た」や「日本の領海外へ落下した」との情報が発信された場合は、自宅待機を解除します。
なお、「日本の領土・領海内へ落下した」との情報が愛知県に発信された場合は、自宅待機を継続します。その後の対応については、きずなネット等で連絡します。

(2) 登校後に緊急情報が愛知県に発信

- ・活動を中止し、避難体制（机の下に身を隠すなど）をとります。安全確認ができるまで、校内の安全な場所で待機し、安全確認後、活動を再開します。